

第 234 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 6 年 12 月 13 日

南 部 町 農 業 委 員 会

234 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和6年12月13日(金) 午後3時5分

2. 閉会年月日 令和6年12月13日(金) 午後3時25分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(15人)

会長	4番	中村文男		
会長職務代理	9番	川守田雄一		
委員	1番	佐々木正義	2番	石橋薫
	3番	夏坂元一朗	5番	夏堀健一
	7番	山田憲幸	8番	堀内重男
	10番	佐々木一雄	11番	佐々木徳志
	12番	三浦恵美子	13番	赤石敏文
	14番	高橋勝敏	15番	河守田雄一
	16番	工藤信仁		
5. 欠席委員(1人)	6番	梅内道子		

6. 会議書記

事務局長	野月正治
主幹	佐藤弓孔
主査	宮野健人

7. 会議日程

日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第8号 貸貸借合意解約書の受理について
日程第5	議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第27号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
日程第7	議案第28号 非農地証明交付申請の承認について
日程第8	議案第29号 令和7年農作業標準賃金・標準料金の設定について

<p>事務局長 中村会長</p>	<p>出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。</p> <p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立　　・礼　　・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>2番　石橋　薫　委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
<p>中村会長 事務局長</p>	<p>ご着席ください。</p> <p>ただいまから</p> <p>第234回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>中村会長 事務局長</p>	<p>「あいさつ」</p> <p>本日、6番　梅内　道子　委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>出席委員は16名中15名で、委員定数に達しておりますので、第234回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時5分)</p>
<p>議　　長</p>	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1　会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>7番　　山田　憲幸　委員</p> <p>8番　　堀内　重男　委員を指名いたします。</p>
<p>議　　長</p>	<p>次に、日程第2　会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議　　長 佐藤主幹</p>	<p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第3　諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4　報告第8号　「賃貸借合意解約書の受理について」を報告します。</p> <p>報告の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p> <p>報告第8号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件です。</p>

議 長	<p>農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 3 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 6 年 11 月 20 日、土地の引渡しは令和 6 年 11 月 21 日、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>次に、日程第 5 議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、農業委員 2 番 石橋 薫 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">－ 石橋委員退席 －</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 7 分退席)</p>
佐藤主幹	<p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p> <p>議案第 26 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 5 件で、所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>夏坂 元一朗 調査員</p>
夏坂調査員	<p>3 番 夏坂から説明いたします。</p> <p>去る 12 月 2 日、谷内推進委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 26 号と議案第 28 号について、調査を行いましたので説明します。</p>
議 長	<p>議案第 26 号について、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番から番号 5 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 26 号について、ご異議ありませんか。</p> <p style="background-color: #cccccc;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>

	<p>ここで、石橋 薫 委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">－ 石橋 委員 入室 －</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 1 0 分着席)</p> <p>次に、日程第 6 議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>ここでは、農業委員 13 番 赤石 敏文 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 赤石委員退席 －</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 1 1 分退席)</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 27 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、5 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p>
佐藤主幹	<p>番号 1 番と番号 2 番の利用目的は田、期間は 5 年 4 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 3 番と番号 4 番の利用目的は畑、期間は 10 年 4 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,998 円です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>議案第 27 号について、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>ここで、赤石 敏文 委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">－ 赤石委員 入室 －</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 1 5 分着席)</p> <p>次に、日程第 7 議案第 28 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>

佐藤主幹	<p>議案第 28 号について説明いたします。</p> <p>非農地証明交付申請の承認に係る案件は 1 件です。</p> <p>なお、別紙資料に案内図と公図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>夏坂 元一郎 調査員</p>
夏坂調査員	<p>3 番 夏坂から説明いたします。</p> <p>議案第 28 号について、非農地等認定の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、平成 15 年頃、大雨により法面が崩れたことにより当該農地の利用ができなくなり、山林化したことから、現況に合わせた登記地目とするため、申請したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>非農地証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 28 号について補足説明いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、名川・鳥谷地区で南部町役場から南に約 6.3 km に位置し、申請地の北側は農地、南側及び東西側は山林となっております。</p> <p>現況は山林化しており、非農地等認定の基準となる「自然災害やその利用者の不可抗力により非農地等と化したもので、簡易な整備では農地等として復元することが困難であると認められる土地」と判断されることから、非農地証明の認定は問題ないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第 28 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 28 号「非農地証明交付申請の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 8 議案第 29 号 「令和 7 年農作業標準賃金・標準料金の設定について」を議題といたします。</p>
議長	<p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第 29 号について、説明いたします。</p> <p>今年 10 月に青森県最低賃金の改正が行われ、1 時間当たり 898 円から 55 円引き上げし、953 円となりました。</p> <p>本委員会で設定している令和 6 年の標準額は 898 円で、青森県最低賃金より 55 円下回る額となることから、議案書に記載のとおり、令和 7 年の農作業標準賃金の額を改</p>

	<p>正するものです。</p> <p>令和7年の標準賃金は、人力の部、りんご剪定以外田植え等が7,200円から500円引き上げし7,700円となります。</p> <p>りんご剪定は10,800円から700円引き上げし、11,500円となります。</p> <p>また、割増料についてですが、田植え等、一般畑作業が1,130円から70円引き上げし、1,200円となり、りんご剪定が1,690円から100円引き上げし1,790円となります。</p> <p>機械作業による標準賃金については、稲刈コンバインが10a当たり14,000円から500円引き上げし、14,500円になります。</p> <p>稲刈コンバイン以外は据え置きとなります。</p> <p>これらの価格については11月21日に当町、三戸町、田子町の3町で価格についての協議が行われ、3町統一した価格となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>議案第29号について、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第29号「令和7年農作業標準賃金・標準料金の設定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第234回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時25分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ ・着席</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月13日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....